

いきいきサロン事業運営の際のQ & A集

〈直近の更新について〉(要旨)	1ページ
〈補助金全般〉	2ページ
〈プログラム加算〉	5ページ
〈運営〉	6ページ
〈利用登録や個人情報〉	7ページ
〈保険〉	9ページ
〈会場〉	10ページ
〈外出イベント〉	11ページ

〈運営費補助金について〉

毎年交付

- 運営費 基本分 上限 25 万円
- 運営費 多世代・共生社会推進プログラム分 上限 10 万円
子ども・障害がある方との交流で1回 2,000 円

初年度のみ

- 活動拠点整備費 上限 30 万円
施設の改修を行う場合に経費の半分を補助
- 開設準備費 上限 10 万円 ※備品・消耗品・広報(周知に係る費用)のみ支出可能

満7年以上継続したサロンのみ(8年目に申請・交付可能)

- 運営団体継続調弁費 上限 10 万円 ※備品・消耗品のみ支出可能

10月開設のいきいきサロンの「運営費 基本分」の金額について

○10月開設の場合の運営費 基本分（上限25万円）の考え方

- (1) 武蔵野市いきいきサロン事業補助金交付申請書の作成時（7月中旬頃に提出）
 $6,250 \text{円} \times \text{実施予定回数} = \text{運営費基本分の申請金額（1,000円未満切り捨て）}$
 $\ast 6,250 \text{円} = 250,000 \text{円（上限額）} \div 40 \text{日（要綱上求める実施日数）}$
- (2) 武蔵野市いきいきサロン事業実績報告書の作成時（翌年4月頃に提出）
 実施予定回数を開催できた場合 → 返還なし
 実施予定回数分開催できなかった場合 → 返還金の有無を高齢者支援課からお伝え

○参考：要綱上の返還金規定

実施日数が40日に満たない場合は、補助対象経費の合計額から当該満たない日1日当たり4,000円を減じた額を補助基準額とする。

○例：実施予定回数25回、実施回数（実績）24回の場合

- (1) 補助金交付申請額：
 $6,250 \text{円} \times 25 \text{回} = 156,250 \text{円} \rightarrow \underline{156,000 \text{円}} \text{（1,000円未満切り捨て）}$
- (2) 要綱上の返還規定である40日に満たない日数がある場合の返還金額：
 $(40 \text{日} - 24 \text{日}) 16 \text{日} \times 4,000 \text{円} = 64,000 \text{円}$
 $250,000 \text{円} - 64,000 \text{円} = \underline{186,000 \text{円}} \text{（要綱上支出可能な金額）}$

(1) 156,000円 < (2) 186,000円のため、返還金無し

直近の更新箇所について（要旨）

〈補助金全般〉

- ③ 開設準備費について教えてください。
- 開設の初年度に限りいきいきサロンの開設に要した費用について10万円を上限に補助いたします。備品・消耗品の購入費及び広報費（周知に係る費用）のみ補助対象です。
- ④ 運営団体継続調弁費について教えてください。
- いきいきサロンを満7年以上継続して運営し、経年劣化等によりサロンで使用している備品の更新が必要な場合、8年目にあたる年度に10万円を上限に補助いたします。備品・消耗品の購入費のみ補助対象です。
- ※ <補助金全般>⑫「3万円以上の備品の購入時に、気をつけることはありますか。」の項目も合わせてご参照ください。
- ⑤ 講師謝礼の支払基準（上限額など）はありますか。
- 原則として、1回あたり5,000円を上限としてください。講師を複数人依頼する場合など、判断に迷う場合はご相談ください。

〈補助金全般〉

- ① 視察研修費について教えてください。
- スタッフが他区市町村に、同様の事業の見学に行く場合は、年間上限1万円まで認められます。
 - 実費であること・研修報告書を月別実施状況報告書に添付することが条件となります。
- ② スタッフ名簿に載っているスタッフが、講師になることはできますか？
- 代表・副代表・会計以外のスタッフであれば、当番でない日は講師になることができます（**Q&A**〈利用登録や個人情報〉⑤参照）。ただし、講師とわかるように、名札等を付けましょう。
- ③ 個人宅を借りる場合、会場使用料を支払ってもよいでしょうか？
- 問題ありません。金額については、家主の方と運営団体で協議をして決めてください。
 - 会場使用料の中に光熱水費を含めることもできます。
- ④ 間借りしている場所の家賃の計算方法を教えてください。
- 月額家賃×12か月÷365日÷24時間×（開催時間+2時間）×開催回数で計算した金額を参考に、家主・貸主の方と運営団体で協議をして決めてください。
例）月額家賃100,000円、開催時間2時間、年間45回の場合
 $100,000円 \times 12 \text{ か月} \div 365 \text{ 日} \div 24 \text{ 時間} \times (2 + 2) \text{ 時間} \times 45 \text{ 回} \div 24,700 \text{ 円}$
- ⑤ 光熱水費の計算方法を教えてください。
- 年間料金÷365日×開催回数で計算した金額を参考に、家主・貸主の方と運営団体で協議をして決めてください。
例）年間200,000円（電気・水道・ガス）、年間45回の場合
 $200,000 \text{ 円} \div 365 \text{ 日} \times 45 \text{ 回} \div 24,700 \text{ 円}$
- ⑥ 物品を購入したいのですが決定金額を超えてしまう場合、どのようにしたらよいですか？
- 武蔵野市いきいきサロン事業補助金交付決定事業変更申請書（第4号様式）を提出する必要があります。
 - 審査後、承認通知をお送りしますので、その後に購入をお願いします。

- 運営費・開設準備費、共に決定金額が上限の場合は、これを超えての申請はできません。
- ⑦ 間借りしている場所の改修または修繕をしたいのですが、どのようにしたらよいでしょうか？
- 家主・貸主と相談し、改修・修繕をしていいか確認し、活動拠点整備費の申請をしてください（初年度のみ）。
- ⑧ 安否確認や問い合わせ用の電話を購入してもよいですか？
- 本体は開設準備費・運営費で購入できます。私用で使わないようご注意ください。
 - 利用者への安否確認や、いきいきサロン運営に必要な連絡をした際（スタッフ間も含む）の経費については、開催1回あたり600円を上限として、通信費相当額として補助金から支出することを認めます。
- ⑨ 備品はどの程度のものを購入するときに事前の連絡が必要になりますか？
- 予算書に計上していない場合、予算書に計上してあるが大幅に品物に変更になる場合、サロン以外に使用できるものがある場合等、疑義が生じる場合は市に確認をしてください。
- ⑩ 領収書はどのように保管すればよいですか？また領収書が取れない場合はどのようにしたらよいですか？
- 会計簿と一緒に5年間大切に保管してください。領収書 No.を付けておくと便利です。
 - 原則領収書を取る必要がありますが、どうしても取れない場合には、支払証明書を使用してください。
- ⑪ 2年目以降に実施場所が変わりましたが、開設準備費・活動拠点整備費は認められますか？
- 認められません。
 - いきいきサロンは、事業が継続して実施できること、地域の高齢者が同じ場所に通うことを目的としているため、原則、場所を変更することについては想定していません。

⑫ 3万円以上の備品の購入時に、気をつけることはありますか。

- 原則、次年度の補助金交付申請書、収支予算書を提出する際に購入する物品の見積書の写しを添付してください。
- 併せて、実績報告書、収支決算書を提出する際に領収書の写しを添付してください。
- 補助金で購入した備品には「処分制限期間」が定められています。処分制限期間は物品により異なります（テレビなら5年）。処分制限期間内にサロンを廃止し、その後も団体に備品を使用したい際等、補助金の返還が必要な場合があります。

補助金の返還額の計算例

補助金で4万円のテレビを購入したが、新型コロナウイルス感染症の影響でサロン活動を2年で廃止した場合。

○テレビの処分制限期間：5年

$$4 \text{万円} \times \frac{(5 \text{年} - 2 \text{年})}{5 \text{年}} = 2 \text{万} 4 \text{千円}$$

○運営団体に求める補助金の返還額：2万4千円

⑬ 開設準備費について教えてください。

- 開設の初年度に限りいきいきサロンの開設に要した費用について10万円を上限に補助いたします。備品・消耗品の購入費及び広報費（周知に係る費用）のみ補助対象です。

⑭ 運営団体継続調弁費について教えてください。

- いきいきサロンを満7年以上継続して運営し、経年劣化等によりサロンで使用している備品の更新が必要な場合、8年目にあたる年度に10万円を上限に補助いたします。備品・消耗品の購入費のみ補助対象です。

※ <補助金全般>⑫「3万円以上の備品の購入時に、気をつけることはありますか。」の項目も合わせてご参照ください。

⑮ 講師謝礼の支払基準（上限額など）はありますか。

- 原則として、1回あたり5,000円を上限としてください。講師を複数人依頼する場合など、判断に迷う場合はご相談ください。

〈多世代・共生社会推進プログラム〉

- ① 多世代・共生社会推進プログラムはどのようなものを指しますか？
- 乳幼児から概ね大学生くらいの方または65歳未満で障害者手帳をお持ちの方もしくはそれに準ずる方と交流するプログラムが対象となります。
例) 障害者就労支援団体と合同でイベントを開催する
視覚障害がある方のピアノコンサート
近隣の障害がある方とボッチャ 等
 - 障害者手帳の確認は不要です。
- ② いつも来ている参加者の中に障害がある方がいます。多世代・共生社会推進プログラムの対象となりますか？
- 単に来ているだけでは対象となりません。
 - 団体と連携したり、近隣に周知を行ったりして下さい。
 - 対象者の参加の仕方は、対象者に合わせた交流方法にしましょう。
- ③ 65歳以上の障害者手帳を持っている方と交流プログラムを実施した場合、多世代・共生社会推進プログラムの対象となりますか？
- なりません。65歳未満の方が対象となります。
(参考) 身体障害者手帳所持者の約70%が65歳以上の高齢者
- ④ 多世代・共生社会推進プログラムの対象年齢はどのくらいですか？
- 乳幼児から若者(概ね大学生くらい)までの方。
 - 65歳未満で障害者手帳をお持ちの方もしくはそれに準ずる方。
 - それ以外について、該当するか不明な場合はご相談ください。
- ⑤ 多世代・共生社会推進プログラムを実施しましたが、対象者が来ませんでした。加算はどうなりますか？
- 対象者が来てプログラムが成立するため、対象者が来なかった場合は加算にはなりません。事前に周知をしたり、日程調整をしたりしましょう。
- ⑥ 多世代・共生社会推進プログラムを実施する場合の場所について、注意することはありますか？
- 原則として、通常のサロン開催場所でプログラムを実施してください。

- 外出プログラムとして、近隣子ども等と交流するプログラムを行う場合も加算の対象となりますが、利用者が5名以上参加できるように工夫をしてください。また、歩いて行ける場所を設定しましょう。

⑦ 多世代・共生社会推進プログラムのやり方がわからないのですが、どのようにしたらよいでしょうか？

- 市やエリアの在宅介護・地域包括支援センターに相談してください。他の機関を紹介できる可能性があります。
- 既に連携できる団体とのつながりがある場合は、直接その団体に連絡を取っていただいても構いません。

〈運営〉

① スタッフは途中で変更してもよいですか？

- 途中で変更しても構いません。ただし、代表・副代表・会計が変更となった場合は、スタッフ名簿を提出してください。また、スタッフが変更となった場合、利用者や講師等の切り分けを確認してください。

② 地域との連携方法がよくわからないのですが、どうしたらよいでしょうか？

- サロン所在地の在宅介護・地域包括支援センターの生活支援コーディネーターにご相談ください。

③ 参加者の利用料について、教えてください。

- お菓子や食事の費用・その他個人負担することが妥当と考えられるもの（そのまま自宅等に持ち帰ってしまうもの）については、利用料を徴収する必要があります。
- 利用料値上げの際には、利用者に文書等により周知し、ご理解をいただってください。

④ 会場が定員になってしまい、新規の利用者を受け入れられません。どうしたらよいでしょうか？

- なるべく自宅から近い方を優先的に受け入れましょう。
- 時間帯をずらす、会場のレイアウトを工夫する、プログラムを再考する等、工夫をしましょう。
- 利用者が多いということは、その地域でニーズがあるということです。近くで新しいサロンを立ち上げられないか検討し、現運営団体は立ち上げにご協力ください。

- ⑤ 新規の利用者を増やしたいのですが、どうしたらよいでしょうか？
- サロン所在地の在宅介護・地域包括支援センターの生活支援コーディネーターにご相談ください。
 - 近隣エリアにチラシをポスティング、コミセンのイベントでの周知等を活用しましょう。
 - おさしのFMで周知することもできます（高齢者支援課へ依頼が必要）。
- ⑥ 体操をどのようにやったらいいかわかりません。どうしたらよいでしょうか？
- 「だんだん活力アップ体操」のDVDを健康づくり支援センターにて無料配付しています。
 - 講師を呼んだり、地域のボランティアの方に講師をお願いしたりすることも可能です。
 - 市では「介護予防活動団体支援事業」を実施し、介護予防に取り組む高齢者の団体に対して体操講師派遣を行っております。ご興味のある方は、ご相談ください。
 - 市を通じてスポーツ推進委員の方に体操やボッチャの指導などを依頼することも可能です（恒常的な講師としてではなく、スポーツ普及として数回お手伝いするイメージです）。ご興味のある方は、ご相談ください。

〈利用登録や個人情報〉

- ① 利用登録の注意点について、教えてください。
- 原則、1人1か所の登録となります。
 - いきいきサロンは「ご近所での支え合う健康づくり」・「歩いて通える距離にある居場所」をコンセプトとしています。サロン周辺の高齢者を対象に周知をし、利用登録をしてもらいましょう。
 - 市では、プライバシーポリシー（個人情報の取り扱いに関する指針）のひな形を用意しています。同意をとって利用登録をし、目的外での個人情報の利用はしないでください。
 - 個人情報が記載された書類等の活用・管理は、スタッフ名簿に登録された方に限ります。
- ② 施設を借りる場合、個人情報の保管はどのようにしたらよいでしょうか？
- 施設の中に鍵付きのキャビネットを置かせてもらい、代表者がカギを持ち帰る等、施設の方とルールを決めてください。

- 関係者以外の方が簡単に開けられないよう、注意をしましょう。
- ③ 市外の高齢者は利用できますか？
- できます。ただし、補助事業としては、市内在住の65歳以上の高齢者が5名以上集まっている場合に補助対象となります。
- ④ 初めて来た人はその場で参加できますか？
- 初参加や見学の場合も参加できますが、保険の対象となっているかを確認しましょう。
 - 気に入ってもらえたら、利用登録をしてもらいましょう。
- ⑤ スタッフが利用者として参加することは可能ですか？
- 代表・副代表・会計以外の方は、市内在住の65歳以上の方であれば、利用者となることが可能です。
 - ただし、サロン開催日にスタッフとして入った場合は、スタッフにカウントされません。名札を付ける等で利用者かスタッフかがわかるようにしましょう。

〈参考〉 ※その他、利用登録者5名

役職	氏名	年齢
代表	A	70
副代表	B	65
会計	C	75
スタッフ	D	74
スタッフ	E	66
スタッフ	F	67

例1) 4月○日(金) 当番の例

Aさん・Dさん・Eさんが当番、Bさん・Cさん・Fさんが参加

→利用者：6名(利用登録者5名+Fさん)

スタッフ：3名(Aさん・Dさん・Eさん) その他：2名(Bさん・Cさん)

◆Bさん及びCさんは三役(代表・副代表・会計)のため、利用登録ができず、利用者としてカウントすることはできません。ただし、プログラムに参加すること自体については、問題はありません。

例2) 4月×△日(金) 講師の例

Aさん・Bさん・Dさんが当番、Cさん・Eさんが講師、Fさんが参加

→利用者：6名（利用登録者5名＋Fさん）

スタッフ：3名（Aさん・Bさん・Dさん）

その他：2名（Cさん・Eさん）

◆Cさんは三役のため、講師になることはできますが、講師謝礼を受け取ることはできません。Eさんは三役以外のスタッフのため、講師になることができ、講師謝礼を受け取ることができます。

- ⑥ 老人ホームの集会室を借りて、いきいきサロンを実施しています。入居者も利用者としてカウントしてもよいですか？
- 入居者は利用者としてカウントはできないので、その他としてカウントし、備考に記載してください。
 - 保険の適用についても、事前に施設と確認をしておきましょう。
- ⑦ 要介護（要支援）認定を受けている高齢者を受け入れてもよいでしょうか？
- 原則、認定を持っていない方が対象となりますが、受け入れが困難でない場合は可能です。判断に迷う場合は、在宅介護・地域包括支援センターにご相談ください。

〈保険〉

- ① どのような種類の保険に入ればよいでしょうか？
- 損害保険への加入が必須です。
 - 原則、賠償責任保険をお願いしているところですが、傷害保険についても加入をお勧めします。
 - 保険の範囲は、スタッフ・利用者全て、往復途上も含めてください。
 - 食事提供のあるサロンについては、食中毒対応があるかどうか確認してください。
- ② どのように保険の見積もりを取ったらよいでしょうか？
- いきいきサロンの回数やプログラム内容等を保険会社に伝え、直接ご対応ください。
- ※ 「いきいきサロンを開く」と言っても保険会社には伝わりませんので、対象者、人数、開催回数、プログラム等を説明してください。

- ③ 市に保険の加入報告はしたほうがよいでしょうか？
- 保険証券またはそれに準ずるものの写しを年度当初の月別実施状況報告書に添付していただくか、保険更新時に写しを提出してください。

〈会場〉

- ① 毎月第1週目のいきいきサロンの日は、会場を近隣の高齢者施設にすることは可能ですか？
- いきいきサロンは「通いの場」です。毎週同じ場所に通うことを目的としているため、定期的な会場変更はできません。
 - 年数回のイベントや多世代交流プログラム等を行う場合は、歩いて通える会場としてください。その際も市立施設は除きます。
- ① 都営住宅の集会室を利用する場合の注意点はありますか？
- 原則、都営住宅に居住している方が使用できる集会室です。地域に開かれた場所にするには、事前にJ K K東京（東京都住宅供給公社）・都営住宅自治会・運営団体の3者で覚書を締結する必要があります。
 - 集会室の改修や修繕は、活動拠点整備費からは支出できませんので、直接J K K東京にお問い合わせください。
- ② 同じ場所でもう1ついきいきサロンを立ち上げてよいですか？（令和5年4月から）
- 違う曜日・時間帯に同じ場所で開催する場合は2つのサロンまで補助対象になる可能性があります。高齢者支援課までお問い合わせください。
- ③ 活動場所が見つかりません。どうしたらよいでしょうか？
- 市やエリアの在宅介護・地域包括支援センターにご相談ください。
 - 活動募集チラシも作成しております。必要があればひな形をお渡しいたしますので、ポスティング等の周知にご活用ください。
- ④ 飲食店や病院等で活動する場合も、いきいきサロンとして認められますか？
- 定休日や営業時間外にその場所を開放して行うものであれば、認められる場合があります。
 - ただし、営利目的にならないよう注意してください。

〈外出イベント〉

- ① 外出イベントの日は現地集合・現地解散をしてもよいですか？
 - 集合はサロンに集まって、体操と安否確認を行ってください。
 - 帰りは現地解散も可能です。
 - サロン実施場所には、途中で来た利用者にもわかるように「外出中です」の看板をつける等、工夫をしてください。また、事前に外出イベントがあることも利用者に周知しておきましょう。

- ② 外出イベントの日は、体操はしなくてもよいですか？
 - ウォーキングや公園散策等の体を動かす場合は、体操は不要ですが、軽い準備体操をしたほうがケガの予防に繋がります。その他の場合は体操をしましょう。

- ③ 外出先の範囲はどこまでですか？
 - 徒歩で行ける範囲に限ります。公共交通機関や車の使用や送迎はしないでください。